

令和3年9月1日

市民の皆さま

三原市緊急事態措置に伴う集中対策の実施について（ご協力をお願い）

三原市感染症対策本部
対策本部長 岡田 吉弘

8月27日（金）から三原市を含む県内全域が、緊急事態措置の対象地域となりました。三原市は、9月12日（日）まで、まん延防止等重点措置に伴う集中対策によって、市内の感染拡大防止策の徹底をお願いしておりますが、依然として感染爆発の状況が続いています。また、感染力の強いデルタ株の流行により、今後も深刻な感染拡大が懸念されています。このため、9月12日までの間、次の取組を強化します。

【三原市緊急事態措置に伴う集中対策】

- 1 市主催イベント等の中止または延期
- 2 公共施設（屋内及び屋外施設）の休館・貸館休止
- 3 地域での会合・イベント等の中止または延期
- 4 市民及び事業者への要請

また、地域での各世代において、感染を拡げないように、次のことを徹底してください。

【市民への要請内容】

- 1 生活に必要な買い物を含め外出を半減しましょう。（通院・通勤・通学を除く）
20時以降の外出はさらに削減しましょう。
職場への出勤者を7割削減。20時以降の勤務は抑制しましょう。
- 2 県外に行かない・呼ばない
※どうしても、の場合は出発前か到着地で検査を受けましょう。
- 3 同居する家族以外との食事はやめましょう。
- 4 重症化を予防するため、機会を捉えてワクチンを接種しましょう。
既に接種された方も引き続き、感染予防対策を徹底しましょう。
- 5 体調に違和感を感じたら、軽い風邪症状でも、かかりつけ医か
積極ガードダイヤル（082-513-2567）にすぐに電話で相談して受診しましょう。
- 6 PCRセンターを積極的に利用しましょう。
三原市役所前PCRセンターサテライト（無料・予約なし・翌日以降に検体提出）

～市内の感染拡大防止のために、市民お一人おひとりのご協力をお願いします。～

< 発 行 > 三原市感染症対策本部

問合せ先 保健福祉課 電話 0848-67-6053